

ルイジアナ法におけるフランス語の地位

大 島 俊 之

- 一 はじめに
 - 二 ルイジアナ史の概要
 - 三 憲法におけるフランス語の地位
 - 四 民法典におけるフランス語の地位
 - 五 民事訴訟法典におけるフランス語の地位
 - 六 おわりに
- 〔付録〕 ルイジアナ民法典起草者のプロフィール
- 一 はじめに

筆者は、これまでに、二度、ルイジアナ州を訪問したことがある。第一回目は、一九八四年一〇月～一一月に、

ニューオーリンズ市にあるテューレーン大学法学部および隣接するロヨラ大学法学部を訪問した。当時の筆者は、カナダのケベック市に居住していた。テューレーン大学では、比較法研究所でお世話になった。二度目は、一九九一年八月に、バトン・ルージュ市（ルイジアナの州都）にあるルイジアナ州立大学法学部、およびラファイエット市（現地発音ではラファイエット）にあるサウスウエスタン・ルイジアナ大学のルイジアナ研究センターを訪問した。⁽¹⁾

ところで、「ルイジアナ」とか「ニューオーリンズ」という言葉から、読者は何を連想されるであろうか。多くの方々は、ジャズを連想されるのではなからうか。ルイ・アームストロング（「サッチモ」）の名は、誰にでも知られていることであろう。現在、ニューオーリンズ市中心部には、彼にちなんだ「アームストロング公園」がある。筆者も、ニューオーリンズの中心部にあるフレンチ・クォーター（フランス地区）のレストランや喫茶店では、よくジャズを聞いた。⁽²⁾ この地区には、フランス語やスペイン語の名前が付けられている通りがある。喫茶店では、カフェ・オーレ（café au lait）を飲み、ベーニエ（Belgian）（「ドーナツ」）を食べた。いずれも、フランス語起源の語ではあるが、強い英語風の訛りを伴って発音されている。

あるいは、テネシー・ウィリアムズの「欲望」という名の電車（A Streetcar Named Desire）を連想される人もあることであろう。⁽³⁾ この演劇は、ニューオーリンズを舞台としている。筆者は、ニューオーリンズの路面電車（Streetcar）に乗って、テューレーン大学に通った経験がある。

あるいは、「ケイジャン料理」を連想される人もあることであろう。⁽⁴⁾ 巨体のブルドム氏という有名なシェフの名を耳にされたことはないであろうか。ケイジャン音楽もあるが、わが国での認知度は低いのではあるまいか。

ケイジャンとは、アカディアンに由来する。アカディアン（Acadian）のAが不定冠詞だと考えられて脱落して

Cadianとなり、⁵ 知らに訛つてケイジャン (Cajun) となつたのである。アカディアンとは、アカディア (現在のカナダのノヴァスコシア州とニューブランズウィック州) に居住していたフランス語系の人々のことである。一七五五年に、彼らは、イギリス軍によつて捕えられて、強制的に船に乗せられて、ニューイングランドの植民地に分散して送られた。この行程は悲惨をきわめ、飢えや病気で約半数の命が失われた。彼らの中には、逃亡して、各地をさまよい、ルイジアナに辿りついた人々があつた。⁶ この苦難に満ちた放浪の旅を歌つたのが、アメリカカ人ロングフェローの詩「エヴァンジェリン」である。⁶

小泉八雲 (ラフカディオ・ハーン) を連想される人は、かなりの八雲ファンに限られるであろう。彼は、来日の前、ニューオーリンズで新聞記者をしていたことがある。そして、失業中の一時期には、前記のフレンチ・クォーターでホームレス生活を送つたこともある (ラフカディオ・ハーン『ゴンボ・ゼーブス』を参照)。⁷

筆者は、二度にわたるルイジアナ訪問で、民法を中心とする資料を集めたが、ごく一部の資料を除いて (たとえば、大島俊之「遺言能力」『中川淳先生還暦祝賀論集／現代社会と家族法』(日本評論社) 四七一頁以下など)、これまで、ほとんど紹介してこなかつた。その後、筆者が引越、転勤、在外研究などを繰り返したため、かつての資料が散逸しつつある。このため、今回、本稿のような形で、その一部を発表をしておこうと考えた。

ところで、ルイジアナの弁護士ロジャー・ワード氏が、「ルイジアナ法におけるフランス語の死」という論文を、フランスの雑誌にフランス語で発表された。⁸ この論文を読んだことが、本稿の執筆を決断した直接的なきっかけである。本稿では、ワード論文の核心的な部分を紹介しつつ、筆者 (大島) の集めた資料のごく一部と、ルイジアナおよびカナダにおける筆者 (大島) の経験についても論及することにする。

本稿は、ルイジアナ法におけるフランス語の地位に着目したものであり、ルイジアナ民法に関しては、稿を改

めて論じることにはしたい。

(1) テューレーン大学では、比較法研究所のオサクウエ教授(当時のソ連法の専門家)にお世話になった。アフリカ生まれのアフリカ人で、外交官の家庭に生まれたので、ソヴィエト法を専攻するようになったという話であった。教官食堂で食事をしながら、モスクワ出張を目前に控えた同教授から、当時のソヴィエト体制に関するご意見などをうかがった。また、筆者が最も関心を持っているルイジアナ民法典の沿革に関しては、その方面で数々の論文を発表しておられるバテューサ教授にお目に掛かり、ご教示をいただいた。鋭い論文とは対照的に、穏やかな人柄のヒスパニック系の紳士であった。また、ご親切なロヴェット教授からは、温かいご配慮をいただいた。

二度目のルイジアナ訪問の際には、妻も同行した。夫婦で、サウスウエスタン大学のルイジアナ研究センターを訪問した。筆者よりも勤勉な妻(大島英子)は、その時の研究を基にして、すでに論文を発表している。注(4)参照。

(2) Rhodes Spedale Jr, *A guide to Jazz in New Orleans*, (New Orleans: Hope Publications, 1984). 著者のスペーデル氏は、ニューオーリンズ在住の弁護士兼ジャズ評論家である。

(3) Tennessee Williams, *A Streetcar Named Desire and Other Plays*, (Penguin Books).

(4) 大島英子「アカディアの伝統料理——北米大陸のフランス料理——」園田学園女子大学論文集二五号二二頁以下(一九九一年)(以下では、「大島英子第一論文」として引用する)。大島英子「アカディアの伝統料理(続)——北米大陸のフランス料理——」園田学園女子大学論文集二六号二一九頁以下(一九九二年)(以下では、「大島英子第二論文」として引用する)。大島英子「ケイジャン料理——南ルイジアナのアカディア人の料理——」園田学園女子大学論文集二七号一四七頁以下(一九九三年)(以下では、「大島英子第三論文」として引用する)。

(5) フランス本国に引き上げたアカディア人については、Ernest Martin, *Les Exilés Acadiens en France au XVIII^e siècle et leur établissement en Poitou*, Hachette, Paris, (1936) を参照。

アカディア人は、一七六三年に、アカディアに戻ることを許された。アカディアのアカディア人の人口は増え、一七八一年の国勢調査では、約三六万人である。ニューブランズウィック州に二六万人、ノバスコシア州に八万人、プリンスエドワード島州に二万人が住んでいる。現在のアカディア人は、独立した国土を持っていないが、国旗（フランスの三色旗の青の部分に星を入れたもの）、国歌（アウエ・マリア・ステラ）、紋章（星と船をデザインし、「團結は力なり」というモットーが書かれている）を定め、八月一五日を建国記念日としている。大島英子第一論文二一五頁参照。

(6) Henry W. Longfellow, Traduit par Pamphile le May, *Évangéline*, (Montréal: Édition Leméac, 1978). しかし、実際にルイジアナに移住した人の大部分は、放浪の果てではなく、スペインの船で到着した。

(7) 齊藤正二『ラフカディオ・ハーン著作集一四』（恒文社、一九八三年）。

(8) Roger K. Ward, *Le décès de la langue française dans le droit louisianais*, *RTD civ.* 1998, 633. 以下では、「ワード論文」として引用する。

二 ルイジアナ史の概要⁽⁹⁾

1 フランス領時代（一六八二年～一七六二年）

一六八二年に、フランスの探検家ロベール・カウリエ・ド・ラ・サールがミシシッピ河を下って河口に到達した。彼は、この地を当時のフランス王ルイ一四世に献じて、ルイジアナと名付けた。一六九九年に、最初のフランス人入植者が定住した。一七一八年には、植民地の中心地を、当時のフランスの摂政オルレアン公にちなんでヌヴェル・オルレアン（新オルレアン）の意。現ニューオーリンズ）と名付け、町を建設した。

フランスからの入植者達は、この地の亜熱帯の気候に順応していった。そして、一七二四年には、大農場やプ

ランテーションでの労働のために、アフリカからの奴隷輸入を開始した。

フランス生まれの移住者と区別する意味で、植民地生まれのフランス人はクレオールと呼ばれた。⁽¹⁰⁾ クレオールという言葉は、単に「現地の」、「地元育ちの」、「移入ではない」という意味であった。人についてだけでなく、物についても使われた(たとえば、クレオール・トマトなど)。

2 スペイン領時代(一七六二年～一八〇〇年)

財政的な困窮から、フランスは、一七六二年一月三日に調印されたフォンテンブロー条約によって、ルイジアナをスペインに割譲した。スペイン人は、アメリカ大陸西部やメキシコの金山・銀山と、大西洋沿岸のアングロ・サクソン系住人の入植地との間の緩衝地帯として、この地を欲したのである。スペインは、少数の入植者を送り込んだが、定着したフランス人クレオールの人口は増え続け、社会生活を支配した。この間に、ドイツやアルザスからの移民、英国やアイルランドからの移民がやって来たが、最も大きな移民の集団はアカディア人であった。

アカディア人は、一七六四年から一七八五年にかけて、波状的に到着した。一七五五年の強制追放で、イギリス植民地(ニューイングランド)に送られたアカディア人は、一七六三年に、英仏の七年戦争が終結すると、アカディアに戻ることを許された。しかし、元の土地はイギリス人入植者のもとなっていたため、奥地や痩せ地を開墾しなければならなかった。このため、一部の人々は、アカディアを離れて、フランスに帰ったり、他の土地への移住を希望していた。

当時のスペイン領ルイジアナでは、移民を歓迎していた。スペインから見ると、アカディア人は、カトリック

教徒であり、勤勉な農民であり、理想的な移民と考えられた。スペイン当局は、アカディア人達に土地を与え、農耕や畜産に必要な物資も支給した。

ルイジアナに移住したアカディア人は、フランス人クレオールと遭遇した。両者は、ともにフランス系ではあるが、互いに反目した。フランス人クレオールは、アカディア人を貧乏な農民と考えた。これに対して、アカディア人は、フランス人クレオールを厭味な貴族趣味の人間と考えたようである。

農民であるアカディア人は、ルイジアナの辺鄙な土地に入植した。彼らは、アチャファラヤ川の東のバイユー・ラフルシユ地域（現在の州都バトンルージュが中心）と、アチャファラヤ川の西のバイユー・テッシュユ地域（現在のラファイエット市が中心）とに分かれて入植した。バイユーというのは、湿原中の川の支流や沼の入り江のことである。アカディア人達は、ピローグというカヌーのような船を交通手段としていた。彼らアカディア人は、ケイジャンと呼ばれるようになった。

特にバイユー・テッシュユのケイジャンは、外部との交渉を持たず、ほとんど孤立して生活した（一九〇一年に石油が発見されるまでは）。そして、アカディアの文化を亜熱帯の土地に適合させて、独特のケイジャン文化を創造し、保存することとなった。

この間に、イギリス植民地ニューイングランドは、本国の植民地政策に反発して、一七七五年に独立戦争が起こった。一七六六年には独立宣言をし、一七八一年にイギリス軍が降伏して、一七八三年イギリスとアメリカ合衆国の間に講和条約が結ばれた。

3 フランス領時代（一八〇〇年～一八〇三年）

弱体化していたスペインは、一八〇〇年一月一日のサンイルデフォンソ秘密条約によって、当時ナポレオン一世が統治していたフランスに、ルイジアナを譲渡した。しかし、フランスがルイジアナを実際に占有したのは、一八〇三年一月三日のことである。その二〇日後の一八〇三年二月二〇日に、フランスは、ルイジアナをアメリカ合衆国に売却した。

4 アメリカ合衆国時代〔一八〇三年以降〕

ナポレオン一世は、サントドミンゴ島の独立革命の鎮圧に失敗し、一八〇三年に、ルイジアナを合衆国に売り渡した。価額は一五〇〇万ドルであった。ルイジアナは分割され、南の部分は、一八一二年にルイジアナ州となった。アメリカ合衆国一八番目の州である。

ルイジアナのフランス人達は、愛する祖国に見捨てられたような気持ちを味わった。彼らは、断固として、フランス人としての習慣、フランス語およびフランス法を保持していた。

アメリカ合衆国の国民となつてからも、ルイジアナ州のフランス語系住民は、アメリカの主流的な文化に飲み込まれないように抵抗した。しかし、アメリカ人達は、経済的な機会を求めて新しい州であるルイジアナ州に押し寄せてきた。このため、ルイジアナのフランス語系の人達は、アメリカ化されていった。フランス語は、馬鹿にされ、からかいの対象にされた。このため、多くのルイジアナ人が、フランス語を放棄するに至った。⁽¹⁾

現在まで生き延びた唯一のフランス文化は、フランス法である。しかし、そのフランス法文化も危機的な状況にある。ルイジアナ人の多くは、フランス語の法律文献を読むことができない。ルイジアナにおけるフランス語の消失は、フランス法文化の存続の基礎を徐々に危うくしつつあるのである。

(9) ルイジアナ史の概要(10)については、Benett H. Wall, *Louisiana A History*, (Illinois: Forum Press, 1990) や Garvey and Widmer, *Beautiful Crescent A History of New Orleans*, (New Orleans: Garner Press, 1984) および大島英子 第三論文一四七頁以下参照。

(10) クレオールという語は、名詞としても形容詞としても用いられる。スペイン語の動詞 *criar* (生む、育てる) が語源で、フランス語では、*creole* と綴る。メキシコやペルーを征服したスペイン人が、植民地で生まれた彼らの子孫を、本国生まれのスペイン人や、植民地生まれの混血児と区別するために、案出した語である。やがて、動植物や果物にも用いられるようになった。さらに、その後、意味が変わり、黒人および黒人と白人の混血児(ムラート)の呼称として用いられるようになった。大島英子第三論文一四八頁参照。

(11) John Harvey Domengeaux, *Native Born Acadians and the Equality Ideal*, 46 *La. L. Rev.* 1986, 1151.

三 憲法におけるフランス語の地位⁽¹²⁾

ルイジアナ州は、一八一二年四月三〇日に、アメリカ合衆国の一八番目の州となった。それ以来、ルイジアナは、一〇の憲法を採択している。この回数は、アメリカ合衆国で最も多いものである。これら一〇の憲法を検討することによって、ルイジアナ州におけるフランス語の衰退が明らかになるであろう。

1 一八一二年憲法

一八一二年に制定された最初のルイジアナ州憲法は、立憲議会に集まった四三名の議員によって採択された⁽¹³⁾。討議はフランス語で行われ、憲法はフランス語で起草された。その後、憲法は、ワシントンに送られる前に、英語に翻訳された⁽¹⁴⁾。オリジナルのフランス語文および英語訳は、どちらも正文とされた⁽¹⁵⁾。

一八二二年憲法は、フランス語で起草されたが、立法者の制定する法律、裁判所および議会における議論録は、「合衆國憲法が書かれているのと同じ言語によって、公にされ、保管される」と規定した。⁽¹⁶⁾一八二二年憲法の起草者が、このように英語を優先させたのは、連邦政府がルイジアナの州への昇格を認める際に要求した条件を、クリアするためであった。このような規定が置かれたにもかかわらず、立法、司法およびその他の領域において、フランス語が消えることはなかった。ルイジアナ人の大部分は、フランス語系の人々であり、議会における討論、裁判所における訴訟手続、私人間の法律関係の大部分は、フランス語で行われていた。⁽¹⁷⁾

一八二二年憲法は、英語を優先し、フランス語を劣位に置いたが、実は、フランス語系ルイジアナ人に政治的権力を与えるために巧妙に起草されていた。また、一八二二年憲法は、フランス法を保存し、コモンローの導入に反対した。⁽¹⁸⁾

一八二二年憲法においては、フランス語は公用語としての地位を認められなかった。しかし、フランス語系ルイジアナ人は、何ら不安を感じなかった。なぜなら、フランス語は、多くの人々の間において、確固とした存在であったからである。ルイジアナ人の大部分は、フランス語系の人々であり、フランス文化およびフランス的な制度(カトリック教会など)が、ルイジアナで栄えていた。一八二二年憲法は、フランス人を保護した。したがって、フランス語系の人々は、フランス語、フランス文化およびフランス法制度の将来について、不安を感じることはなかったのである。

2 一八四五年憲法

一八四五年憲法は、ルイジアナにおけるフランス語の地位の変化を反映している。約三〇年前の最初の憲法(一

八一二年憲法)の採択以来、州の住民の民族のおよび言語的な構成は、大きく変化していた。アメリカ人が、経済的なチャンスを求めて、州全体に広く住むようになっていた。このため、フランス語は、アメリカ英語によって大きな影響を受けた⁽¹⁹⁾。英語系の人口が、短期間で、古くからのフランス語系の人口を追い越したのである。しかし、フランス語系ルイジアナ人は、数の上では少数派になったが、州政府の機関において、支配的な地位を保持していた。これは、八一二年憲法が巧妙に導入しておいた保護によるものである⁽²⁰⁾。しかし、新しく到来した英語系の人々は、フランス人による支配を容認しなかった⁽²¹⁾。彼らは、八一二年憲法を、貴族趣味でエリート主義的であると感じていた。また、英語系の人々は、憲法の改正が極めて難しいものである(あるいは、ほとんど不可能である)と感じていた⁽²²⁾。

このような政治的な改革の要求に応えるために、ルイジアナ州議会は、一八四一年に、八一二年憲法の改正について審議する立憲議会の設立を提案した⁽²³⁾。この提案は、それに続く二つの会期において検討され、可決された⁽²⁴⁾。一八四四年三月一八日に、八一二年憲法の改正を検討するための立憲議会をジャクソンで開催するという招集状が発せられた⁽²⁵⁾。立憲議会の最初の会議は、一八四四年八月五日に開かれた。討論は、フランス語と英語で行われた⁽²⁶⁾。しかし、立憲議会がジャクソンのような不便な田舎で開催されたため、交通の不便さが問題になり、延期された。そして、八月中に、ニューオーリンズで再開された⁽²⁷⁾。

立憲議会に出席したフランス語系のルイジアナ人の代表者は、立法および司法の場におけるフランス語の地位について安心してはいられなかった。彼らは、英語という癌が、蔓延しつづくと感じた。この癌(英語)の蔓延と闘うために、彼らは、フランス語の憲法上の保障を求めた。ニューオーリンズ選出の代議士であるベルナル・マリニーは、フランス語の地位を守るための戦いを開始した。彼は、議会では、フランス語と英語の双方が

使用されるべきことを主張し、これら二か国語のうちの任意の言語を使用して弁論する権利を保障する規定を、新憲法に導入することを提案した。⁽²⁸⁾立憲議会の出席者の中には、この提案に反対する者がいた。反対者達は、フランス語の使用は英語系の人々にとって不利益になると主張した。⁽²⁹⁾マリニーは、二か国語の使用に反対する者達はコモンローを導入しようとしていると、反撃した。マリニーは次のように主張した。「フランス語に対する敵意の表明は、われわれの大陸法体系を廃止しようとする意図に基づくものである。わたくしは、アングロ・サクソンが多数派であり、それゆえに強い立場にあることを承知しています。彼らは、フランス語系のアメリカ人達を圧倒しようとして、数の力を濫用しているように思われます」。⁽³⁰⁾

マリニーの雄弁さと、フランス語系の人々に対する敬意から、彼の提案が採択された。一八二二年憲法とは異なり、一八四五年の新憲法は、フランス語に公用語としての地位を与えた。そして、法律の公布は、フランス語および英語の双方で行わなければならないと規定した。⁽³¹⁾しかし、同時に、一八二二年憲法の六条一五項が改正された。その結果、法律、公文書、裁判書類および議会の書類は、英語で作成されることになった。⁽³²⁾

3 一八五二年憲法

一八五二年の憲法も、フランス語に公用語としての地位を認めた。⁽³³⁾ルイジアナにおけるフランス語の擁護者達は、法律が二か国語で公布されることの保障を求めた。

4 一八六四年憲法

一八六四年憲法を制定するために招集された立憲議会においては、ルイジアナ憲法から、フランス語を完全に

追放しようという動きがあった（四年後の一八六八年憲法によって実現した）。議会の開会当初、フランス語系の代議士は、フランス語と英語の双方で討論を行うべきことを提案する動議を提出した。幾人かの英語系の代議士は、この提案を馬鹿げたものだとしたが、立憲議会においてはこの動議が認められた⁽³⁴⁾。しかし、実際には、フランス語系の代議士は、フランス語で討論することを避けた⁽³⁵⁾。この事実自体が、ルイジアナにおけるフランス語の地位を物語っている。

一八六四年憲法は、フランス語の憲法上の地位を大きく脅かすものであった。この憲法は、議会の書類は、合衆國憲法が書かれている言語によって、公開・作成しなければならぬという先行する憲法の規定を再確認した⁽³⁶⁾。そして、二か国語によって法律を公布しなければならないという規定を削除した⁽³⁷⁾。この新しい憲法は、フランス語の問題を完全に無視するものであった⁽³⁸⁾。また、この一八六四年憲法は、公立学校においては英語で教育しなければならぬ、という旨を規定した初めての憲法である⁽³⁹⁾。

それでも、一八六四年憲法は、フランス語を完全には排除しなかった。まず第一に、一二八条は、英語が話せないという理由でルイジアナの公職につくことを禁止するような法律を制定することを禁止した。第二に、新しい憲法は、英語およびドイツ語と並んで、フランス語でも公布された。これらの事実が、英語系の人々も、フランス語のみを母国語としているフランス語系の人々を完全に無視することができなかったことを示している。

5 一八六八年憲法

南北戦争（一八六一一年～一八六五年）の結果、ルイジアナ州には、再建法（軍政）が適用された。あらたに解放された奴隷を含むすべての市民の人権を擁護するために、新しい憲法を制定することが必要となった⁽⁴⁰⁾。これは、

ルイジアナがアメリカ合衆国に再加盟するための要件でもあった。

新しい憲法は、保守的な共和主義者が圧倒的な立憲議会によって準備された⁽⁴¹⁾。ルイジアナのフランス語系の人々の間には、共和党支持者はほとんどいなかった。このため、フランス語系の人々は、その人口に相応しい数の代表者を送り出してはいなかった。その上、南北戦争の敗北後というこの困難な時期においては、フランス語系の人々に対する敵意が充満していた。このため、フランス語系の人々の利益は、無視された⁽⁴²⁾。その結果、立憲議会は、フランス語の地位に関する憲法上の規定を抹消した。

新しい憲法は、英語が公立学校における唯一の言語であるという一八六四年憲法の規定を継承した⁽⁴³⁾。さらに、一八六八年憲法は、「州の法律、公文書、裁判書類および議会の書類は、……英語によって公布し、保管するものとする。そして、いかなる法律も、英語以外の言語によって訴訟をすることを要求しないものとする」と規定した⁽⁴⁴⁾。このようにして、共和党の代表者達は、ルイジアナ州におけるフランス語の憲法上の保護に終止符を打った。

一八〇四年以来、ルイジアナにおいては、法律は英語とフランス語の両方で公布されてきた⁽⁴⁵⁾。

一八六四年憲法および一八六八年憲法により、英語系の人々は、政治的に弱い立場にあるフランス語系のマイノリティを言語的に抹殺した。ルイジアナ人の教育が数世代にわたって英語によって行われたために、フランス語系のルイジアナ人達は、自分達の土地の上で、自分達の母語が抹殺されるという体験をしたのである。彼らは、母語を話す権利を奪われ、英語を話すことを強制され、政治的な権利を奪われた。そして、北部から来た多数の英語系アメリカ人に包囲されたのである。北部からやって来た英語系アメリカ人達は、ルイジアナ州におけるフランス語について無関心であった。フランス語系のルイジアナ人は、自分達の無力を思い知らされた。

6 一八七九年憲法

一八七九年憲法を制定することによって、フランス語系の人々は、すでに失った憲法上の保障を復活させようと努力した。民主党が政治的な実権を奪還していた。民主党にとって、フランス語系ルイジアナ人は伝統的に強力な地盤である。⁽⁴⁶⁾ フランス語系ルイジアナ人は、前の二つの憲法においてフランス語が被った被害を回復しようと努力した。

新しい一八七九年憲法は、「州の法律、公文書、裁判書類および議会の書類は、英語で公開し、保管するものとする。しかし、フランス語で法律を公布することができる」と規定した。⁽⁴⁷⁾ 新しい憲法は、公立学校における教育は英語のみで行うという以前の憲法の規定を廃止した。そして、再度、小学校におけるフランス語による教育の可能性に道をひらいた。⁽⁴⁸⁾

7 一八九八年憲法および一九一三年憲法

一八九八年憲法は、上の規定の適用範囲を拡げた。そして、アカデミアナ⁽⁴⁹⁾において、小学校だけでなく、すべてのクラスに拡大することができるようになった。⁽⁵⁰⁾

この規定は、一九一三年憲法においても維持された。⁽⁵¹⁾

このような努力にもかかわらず、一八六四年憲法および一八六八年憲法がフランス語に与えた打撃を回復することはできなかった。フランス語系の人々は、南北戦争前のような優越的な地位を獲得することはできなかった。フランス語系の人口は減少し、徐々に英語のみの社会になって行くなかで、フランス語の使用は困難であった。

「このため、法律を英語とフランス語の両方で公布することについての憲法上の保障があるにもかかわらず、実

際には、一八八一年以降、フランス語で公布された法律はない⁽⁵²⁾。

8 一九二一年憲法

一九二二年に憲法が改正された際には、ルイジアナにおけるフランス語の維持と保護は、もはや無意味であった。このため、立憲議会の代表者達は、一九二二年憲法から、フランス語に関する規定を排除した。そして、「公立学校における教育は、……一般的に英語で行われるべきこと」を規定した⁽⁵³⁾。あるフランス語系のルイジアナ人は、次のようにコメントしている。「州憲法においては、五三年間にわたって、文化的、言語的な無視が支配的であった」⁽⁵⁴⁾。

9 コドフィルの設置

一九六〇年代の終わりから七〇年代の初めにかけて、フランス語系のルイジアナ人は、南北戦争以来のフランス文化やフランス語に対する否定的なイメージを訂正するための努力を開始した⁽⁵⁵⁾。フランス的な遺産に対する誇りが広がった。そして、ルイジアナのフランス語を復活させるための運動が広がった。このようなフランス文化・言語のルネッサンスに應えるために、ルイジアナ州議会は、一九六八年に法律第四〇九号を制定した。この法律は、州知事に対して、「ルイジアナにおけるフランス語の発展のための委員会」(コドフィル)を設置することを認めた⁽⁵⁶⁾。コドフィルは、「州の文化的、経済的および観光的利益のために、州内に残るフランス語の発展、利用および保存のために必要な行為」を行う権限を与えられた⁽⁵⁷⁾。

さらに、ルイジアナ州議会は、次のような目的を有する法律を制定して、フランス語を擁護した。その法律の

目的は、「ルイジアナにおいてフランス語およびフランス文化の保存および利用を促進するために、州内の小学校および中学校において、ルイジアナおよびアメリカのフランス語系の人々の言語、文化および歴史について、複数年の間、教育する」ことである。⁽⁵⁸⁾このように、理論上は、ルイジアナの公立学校に入学するすべてのルイジアナ人に対して、フランス語およびフランス文化の教育がなされることが保障された。

フランス語系ルイジアナ人の利益の擁護者は、ルイジアナにおけるフランス語の拡大を目的とするこのような立法的な努力を歓迎した。しかし、彼らは、すでに長年失われていたフランス語の憲法上の保障を要求した。⁽⁵⁹⁾

10 一九七四年憲法

二五年間の空白の後、立憲議会が招集された。⁽⁶⁰⁾この立憲議会は、一九七三年一月五日に、バトンルージュで開催された。一九二一年憲法を修正することが、その目的であった。⁽⁶¹⁾フランス語の擁護者達は、フランス語に正式の憲法上の保障を与えることを要求した。⁽⁶²⁾コドフィルの代表者達も、フランス語系の人々の権利を擁護するため、何度も、立憲議会に登場した。⁽⁶³⁾

結局、一九七四年憲法は、フランス語、フランス文化およびフランス的遺産を保護するために、フランス語系の人々に特別の権利を認めなかった。しかし、新しい憲法は、「すべての人は、自己の歴史的、言語的、文化的な出自を保存し、発展させる権利」を有することを認めた。⁽⁶⁴⁾このように、立憲議会は、フランス語系の人々に対して言語的、文化的な特権を与えるのではなくして、様々なグループに対して同じ承認と保護を与えるために、一般的な宣言を発したのである。⁽⁶⁵⁾こうして、一九七四年憲法により、いかなるグループも、その存在を保存し、発展させるために憲法によって認められた積極的な措置をすることができるのである。一九七四年憲法は、ルイジ

アナ州のフランス語系の人々に特別の権利を明示的には認めなかった。しかし、暗黙のうちに、フランス語系の人々に対して、フランス語を発展させる権利を認めたのである。

ルイジアナ州の憲法の歴史において、フランス語の地位は揺れ動いてきた。南北戦争の前には、フランス語は、州の憲法において特別な扱いを受けていた。しかし、南北戦争の後には、憲法は、司法および教育の場において、そして社会一般において、フランス語の使用を阻害するような規定を置いた。

現在、ルイジアナの州憲法は、フランス語について言及していない。つまり、ルイジアナにおいては、憲法上、フランス語はほぼ死に絶えているのである。

(12) 以下の記述は、ごく一部を除いて、ワード論文六三五頁―六四二頁による。

(13) Warren M. Billings and Edward F. Haas, *In Search of Fundamental Law: Louisiana's Constitutions, 1812-1974*, Lafayette, Louisiana, University of Southwestern Louisiana/Center for Louisiana Studies, 1993.

(14) Cecil Morgan, *The First Constitution of the State of Louisiana*, Baton Rouge, Louisiana State University, 1975, p. 4.

(15) John H. Jr. Tucker, *Source Book of Louisiana Law*, New Orleans, Tulane University Press, 1934.

(16) ルイジアナ州一八二二年憲法四条一五項。

(17) ルイジアナ議会の制定法は、一八二二年から一八六七年まで、フランス語と英語の両方で公布された。州最高裁判所の最初の裁判官の一人であるドミニク・ホールは、就任の四か月後に辞任した。なぜなら、彼は、フランス語で行われた口頭弁論を理解することができなかったからである。V. Morgan, *op. cit.*, p. 7.

(18) ルイジアナ州一八二二年憲法四条一一項。この規定は、ルイジアナ州において、コモンローの導入を阻止する機能を果たした。かつて、W・C・C・クレボーンは、コモンローの導入を促進しようとした。クレボーンは、ローマ

- 法的なあらゆるものに反対した。彼は、裁判官の作ったコモンローをルイジアナに導入することを希望した。Morgan, *op. cit.*, p. 12.
- (19) John G. Jr. Tregle, *Louisiana in the Age of Jackson: A Study in Ego Politics*, Ph. D. dissertation, University of Pennsylvania, 1954.
- (20) William Newton Lewis, *The Americanization of French Louisiana: A Study of the Process of Adjustment between the French and the Anglo-American Populations of Louisiana, 1773-1860*, Ph. D. dissertation, University of Chicago, 1929.
- (21) Billings and Haas, *op. cit.*, *loc. cit.*
- (22) *Ibid.*
- (23) ルイジアナ州一八四一年法律五号。Tucker, *op. cit.*, p. 47.
- (24) Tucker, *op. cit.*, *loc. cit.*
- (25) ルイジアナ州一八四一年法律六四号。
- (26) Lewis, *op. cit.*, *loc. cit.*
- (27) Billings and Haas, *op. cit.*, *loc. cit.*
- (28) Billings and Haas, *op. cit.*, p. 31.
- (29) *Ibid.*
- (30) *Ibid.*; *Proceedings and Debates of the Convention which Assembled at the City of New Orleans, January 14, 1844* [sic], *New Orleans, 1845*, II, p. 831-836.
- (31) ルイジアナ州一八四五年憲法の一三三一条。Tucker, *op. cit.*, p. 55.
- (32) ルイジアナ州一八四五年憲法一〇四条。この新しい規定では、「英語」という明示的な言葉が使用されている。こ

れに對して、ルイジアナ州一八二二年憲法の四條一五項では、「合衆國憲法が書かれているのと同じ言語」という表現が使用されていた。

- (33) ルイジアナ州一八五二年憲法一二九條。
- (34) Tucker, *Ibid.*, *Debates of the Convention for the Revision and Amendment of the Constitution of the State of Louisiana*, New Orleans, p. 47-49.
- (35) Billings and Haas, *op. cit.*, p. 62.
- (36) ルイジアナ州一八六四年憲法一〇三條。
- (37) Billings and Haas, *op. cit.*, p. 63.
- (38) *Ibid.*
- (39) ルイジアナ州一八六四年憲法一四二條。この時期の反フランス的な雰囲気の中かこの條が規定された。V. Kloss et Heinz, *Les droit linguistiques des Franco-Américains aux Etats-Unis*, Québec, Presses de l'Université Laval, 1970, p. 114.
- (40) Billings and Haas, *op. cit.*, p. 69-80. ルイジアナの新憲法は、人權宣言を含んでいる。すべての人間は「人種肌の色」かつての身分に関係なく、市民とし、公の教育における人種的な分離を禁じた。
- (41) *Ibid.*
- (42) Juan F. Perea, *Demography and Distrust: An Essay on American Languages, Cultural Pluralism, and Official English*, 77 *Minn. L. Rev.* 269.
- (43) Domengeaux, *op. cit.*, *loc. cit.*
- (44) ルイジアナ州一八六八年憲法一〇九條。
- (45) Perea, *op. cit.*, *loc. cit.*

- (46) Billings and Haas, *op. cit.*, p. 81-92.
- (47) ルイジアナ州一八七九年憲法一五四条。
- (48) Perea, *op. cit.*, p. 325.
- (49) アカディアーナとは、南ルイジアナの二二の行政区(ルイジアナでは parish という語を用いる)をいう。
- (50) ルイジアナ州一八九八年憲法二五一条。Domengeaux, *op. cit.*, p. 1192.
- (51) ルイジアナ州一九一三年憲法一六五条。
- (52) Kloss, *op. cit.*, *loc. cit.*
- (53) Kloss, *op. cit.*, p. 113. ルイジアナ州一九二一年憲法一二条一二項。
- (54) Domengeaux, *op. cit.*, p. 1192.
- (55) *Ibid.*
- (56) ルイジアナ州一九六八年法律第四〇九号。この法律は、「ルイジアナにおけるフランス語の発展のための委員会」を設置を認めた。この委員会は、通常、コドフィール CODOFIL と呼ばれている。CODOFIL は、The Council for the Development of French in Louisiana の略である。
- (57) 右の法律の第一条。
- (58) ルイジアナ州一九六八年法律四〇八号。
- (59) Domengeaux, *op. cit.*, p. 1192.
- (60) ルイジアナ州一九七二年法律二号。
- (61) ルイジアナ州一九二二年憲法は、一九七四年までに五三六箇所の修正を施されている。また、一九二一年憲法は、アメリカ合衆国のなかで、最も長い州憲法である。この憲法は、合衆国の教師用の読本のなかでは、最も馬鹿げた憲法として引用されることが多い。

- (62) Lee Hargrave, <Statutory> and <Horatory> Provisions of the Louisiana Constitution of 1974, 43 *La. L. Rev.* 1983, 647.
 (63) *Ibid.*
 (64) ルイジアナ州一九七四年憲法二二条三項。
 (65) Hargrave, *op. cit.*, *loc. cit.*

四 民法典におけるフランス語の地位⁽⁶⁶⁾

ルイジアナ民法典は、ルイジアナ法におけるフランス語の歴史的地位および現在の地位を示すのに最適である。アメリカ合衆国がルイジアナを買収して以来、ルイジアナ州は、フランス法体系をコモンロー体系に置き換えようとする試みに、強く抵抗してきた⁽⁶⁷⁾。

ルイジアナ州の歴史上、三つの民法典、すなわち一八〇八年民法典、一八二五年民法典および一八七〇年民法典がある。これらの三つの民法典の法源は、学説上の論争の対象とされてきたが⁽⁶⁸⁾、前の二つの民法典はフランス語で起草された。

ルイジアナ州は、フランスとスペインの植民地であったので、ルイジアナ法は、スペイン法とフランス法の混合体である。アメリカ合衆国がルイジアナを買収した時点で、効力を有していたスペイン法は一一の法典から構成されており、二万以上の法律の中には、多くの相互矛盾が含まれていた⁽⁶⁹⁾。文献が比較的少なく、これらの規定を解釈する場合になるようなものはなかった。その他に、パリ慣習法、一六六七年の王令、黒人法典⁽⁷⁰⁾などのように、スペイン法に導入されたフランス法もルイジアナに適用された⁽⁷¹⁾。このようにフランス法とスペイン法

が混在することが、一層の混乱の原因となった。その結果、各法律の適用範囲と法律効果は、ルイジアナ人にとっても、知ることができなかつた。

1 一八〇八年民法典

このような法的な混沌を解消させるために、オーリンズ地域の立法評議會は、この地に適用されるべき法典を用意すべき任務を、ルイ・モロー・リスレーとジェームズ・ブラウンに委嘱した。⁽⁷²⁾モロー・リスレーおよびブラウンは、立法評議會と協力して、オーリンズ地域で効力を持つ民事関係の法律の要約を用意した。この要約は、フランス語で準備され、一八〇八年に立法評議會に提出された。⁽⁷³⁾立法評議會は、この要約を承認し、英語に翻訳して、公布することを決定した。⁽⁷⁴⁾

このように、同一の法典について、オリジナルのフランス語文と、それから翻訳された英語文という二つのものがある。立法評議會は、「曖昧さ、過失あるいはミスを避けるため、解釈に際しては、フランス語文と英語文を相互に利用する」ことを定めた。⁽⁷⁵⁾ルイジアナ最高裁は、二つの文を比較して、より完全な方を適用すべき旨を判示した。⁽⁷⁶⁾しかし、時とともに、最高裁は、二つの文は同じ権威を持ち、どちらか一方を適用するだけで十分であると判断するようになっていった。⁽⁷⁷⁾しかし、この判決は、不適切であつた。内容を別にして、フランス語文の力強さ、精神性および明晰さは、英語の翻訳文には欠けている。その後の一連の判決は、法律の不正確な適用を促進してしまつた。⁽⁷⁸⁾弁護士は、正確なフランス語文を回避して、不正確な英語の翻訳文を適用させることができたのである。

最初の民法典には、フランス語文と英語文が併存していたが、フランス語文の優越性は明白であつた。才能豊

かな二人の法律家によって準備されたフランス語文は、簡潔で、明晰で、論理的であった。これに對して、英語の翻訳文は、曖昧さを残しており、また混乱しており、フランス語文と整合していない。民法典のフランス語文は、ルイジアナ州が合衆国に編入された時点では、最も近づきやすいものであった。⁽⁷⁹⁾

一八一七年のコットン対コットン事件において、ルイジアナ最高裁は、一八〇八年民法典の混乱を解消しようと試みた。⁽⁸⁰⁾この判決は、一八〇八年民法典を採択した立法評議会の法律は、それと矛盾する以前の法律を廃止するという効果を持つだけである、と判決した。⁽⁸¹⁾ところが、このコットン判決によれば、一八〇八年民法典と矛盾しないスペイン法は、廃止されておらず、効力を持つことになる。このため、ルイジアナにおける法的な混乱は続いた。

2 一八二五年民法典

州議会は、ルイジアナ法に安定性と信頼性をもたせたいと考えて、一八〇八年の民法典を改正することを決定した。⁽⁸²⁾議会は、民法典改正の任務を、レイ・モロー・リスレー、ピエール・デルビニーおよびエドワード・リビングストンに委ねた。⁽⁸³⁾

これら三人の起草者は、完全な民法典をつくり、裁判官達が「スペインの法律、王令および慣習を引用しないようにする」ことを目的とした。⁽⁸⁴⁾三人の起草者は、一八二三年に、民法典改正草案を作成した。⁽⁸⁵⁾この草案は、フランス語で作成され、後に英語に翻訳された。⁽⁸⁶⁾議会は、この案について検討した。そして、それを採択し、一八二四年四月一二日に、新しい民法典として、その公布を命じた。そして、この新しい民法典は、一八二五年から効力を持つことになった。⁽⁸⁷⁾

一八二五年民法典は、一八〇八年民法典と同様に、まずフランス語で起草された。この民法典を制定した議会の法律は、この新民法典を「英語文およびフランス語文の双方を併置して公布すること」を命じた。⁽⁸⁸⁾しかし、英語の翻訳文は、極めて出来の悪いものであった。⁽⁸⁹⁾ルイジアナ最高裁は、英語の翻訳文の質が劣っていることを認めて、ある判決において、次のように述べている。「民法典の英語文は、フランス語から英語に翻訳した人物の無知を示している」⁽⁹⁰⁾。その結果、ルイジアナ最高裁は、先例を放棄した。かつての先例は、英語文・仏語文のうちの一方を適用するだけで十分である、と判示していた。すなわち、二つの文のうちの一方を解釈するだけで共通の解釈になる、と判示していたのである。ところが、ルイジアナ最高裁は、このような先例を放棄して、フランス語文の優越性を認めたのである。そして、両文の間に矛盾が存在する場合には、フランス語文が優越するとした。⁽⁹¹⁾このようなフランス語文優越の原則は、ルイジアナの下級審においても一貫している。⁽⁹²⁾

一八二五年民法典は、ローマ法の最も明確で完全に哲学的な再現であると言われてきた。⁽⁹³⁾一八〇八年民法典および一八二五年民法典は、ともにルイジアナの私法の領域においては、フランス語が優越していることを示している。

3 一八七〇年民法典

南北戦争（一八六一年～一八六五年）の後、ルイジアナは、憲法の場合と同様に、民法典を改正することを求められた。州議会は、州法の中から「奴隷制という悪魔を追放する」ことを求められたのである。⁽⁹⁴⁾そこで、州議会は、民法典を改正する作業をジョン・レイに委ねた。⁽⁹⁵⁾レイが用意した法案は、州議会で承認された。⁽⁹⁶⁾新しい民法典は、奴隷制に関する規定を削除し、一八二五年以降の民法典の規定に関連する法律を取り入れたのである。

それ以外には、特別の改正はされていない⁽⁹⁷⁾。したがって、一八七〇年民法典の本質的な部分は、一八二五年民法典と同一である。

しかし、一八七〇年民法典は、言語の点では極めて重要である。なぜなら、この民法典は、英語で準備され、英語のみで公布されたからである。フランス語文は用意されなかった。英語のみで民法典が公布されたことは、憲法の規定に合致している⁽⁹⁸⁾。

一八七〇年民法典にはフランス語文が存在しないという事実は、英語が優越的であるということを示すものである。しかし、ルイジアナの法律および判例は、それを認めてはいない。ある学者は、次のように述べている。

「ルイジアナの学説および判例は、一八七〇年民法典が一八二五年民法典にわずかな修正を加えただけのものであることを認める点で一致している。……この見解によれば、修正が加えられなかった規定は、以前と同じである。したがって、英語文と、かつてのフランス語文との間に矛盾が存在する場合には、フランス語文が優先されるべきである。州議会は、一八七〇年民法典を一八二五年民法典と異なるものにしようとする意図を有していなかった。州の一般法を改正するために委員会を設置することを定めた一八六八年の法律は、限定的な修正を求めていた。それは、主として、表現を簡潔化し、不適切な規定を修正し、また、いくつかの欠缺を補充することではなかった。立法者の側には、抜本的な改正をしようとする意図はなかった。また、フランス語文を削除しようとする意図もなかった」⁽⁹⁹⁾。

フランス語は、民法典の用語ではなくなったが、英語文の民法典を解釈する場合には、フランス語文が決定的な意味を持ち続けている。最近の多くのルイジアナの判決は、一八〇八年民法典および一八二五年民法典のフランス語文を参照している。したがって、民法典からフランス語は消えたが、その精神は、今もルイジアナ民法典

に影響を与え続けているのである。

- (66) 以下では、ワード論文六四二頁―六四六頁の内容紹介を中心としつつ、筆者(大島)の知見を加えている。
- (67) George Dargo, *Jefferson's Louisiana: Politics and the Clash of Legal Tradition*, Cambridge, Harvard University, 1975.
- (68) ルイジアナ民法典の起源をめぐる有名な論争としては、バティーサ教授とパスカル教授の論争がある(46 *Tulane L. Rev.* 1972. 585)。両者の論文の前には、当時のテューレーン大学法学部長スウィーニー教授の前置きがあり、両者の戦いを騎士どうしの決闘にたとえている。テューレーン大学法学部のバティーサ教授は、フランス起源を重視する。これに対して、ルイジアナ州立大学法学部のパスカル教授はスペイン起源を重視する。両者の主張を読んだ筆者(大島)は、バティーサ教授の主張が妥当であると考えている。
- (69) John R. Hood, *The History and Development of Louisiana Civil Code*, 19 *La. L. Rev.* 1958. 18.
- (70) 黒人法典というのは、植民地の黒人の取扱に関する一七八五年の(フランスの)王令をさす。
- (71) Symeon C. Symeonides, *An Introduction to the Louisiana Civil Law System*, Baton Rouge, Paul M. Hebert Law Center Publications Institute, 1991.
- (72) ルイジアナ州一八〇六年法律全書二一八頁―二二八頁。Tucker, *op. cit.*, p. 2-3.
- (73) *DuFour v. Camyfranc*, 1822, 11 Mart. (O.S.) 675, 688, 701.
- (74) Tucker, *op. cit.*, p. 3-6; DuBuisson and Edward, *The Codes of Louisiana (Originals Written in French; Errors of Translation)* 25, *La. Bar A. R.* 1924. 143.
- (75) ルイジアナ州一八〇八年法律全書二二〇頁―二二八頁。
- (76) *Chretien v. Theard*, 1824, 2 Mart. (N.S.) 582; *Shelp v. National Surety Corp.*, 333 F. 2d. 431 (5th

Cir.1964).

- (77) *Touro v. Cushing*, 1823, 1 Mart. (N.S.) 425.
- (78) DuBuisson and Edward, *op. cit.*, *loc. cit.*
- (79) Harriett S. Daggett, *The Community Property System of Louisiana*, Baton Rouge, Louisiana State University Press, 1945.
- (80) 5 Mart. (O.S.) 93 (La.1817).
- (81) Hood, *op. cit.*, p. 28.
- (82) ハンシアナ州一八三三年法律全書。
- (83) Tucker, *op. cit.*, p. 7.
- (84) *Preliminary Report of the Code Commissioners*, February 13, 1823.
- (85) Hood, *op. cit.*, p. 30.
- (86) Tucker, *op. cit.*, p. 8.
- (87) *Ibid.*
- (88) ハンシアナ州一八二四年法律全書一七二頁。
- (89) *Shelby v. National Surety Corp.*, 333 F.2d.431 (5th Cir.1964).
- (90) *Egerton v. The Third Municipality of New Orleans*, 1 La. Ann.435, 437 (1846).
- (91) *Dunmyford v. Clark's Estate*, 3 La.199 (1831); *Walls v. Smith*, 3 La. 498 (1832).
- (92) *Phelps v. Reinach*, 38 La. Ann.547 (1886); *Fowler v. Phillips*, 159 La.668 (1831); *Davis v. Howren*, 6 Rob.255 (1843); *Buard v. Lemee*, 12 Rob.243 (1845); *Egerton v. The Third Municipality of New Orleans*, 1 La. Ann.435 (1846); *Beaulieu v. Ternoir*, 5 La. Ann.476 (1850); *Jurgens v. Ihman*, 47 La. Ann.367, 16 So.952 (1895); *Com-*

- mercilia Germania Trust Service & Savings Bank v. White*, 145 La. 54, 81 So. 753 (1919); *Strauss v. City of New Orleans*, 166 La. 1035, 118 So. 125 (1928); *Sample v. Whitaker*, 172 La. 722, 135 So. 38 (1931); *Ross v. LaCoste de Monteville*, 502 So. 2d. 1026 (1987); *First National Bank of Jefferson Parish v. Dazet*, 656 So. 2d 1110 (1995).
- (63) Peter Stein, Judge and Jurist in the Civil Law: A Historical Essay, 46 *La. L. Rev.* 1985, 241, 255.
- (65) A. N. Yiannopoulos, Two Critical Years in the Life of the Louisiana Civil Code, 1870 and 1913, 53 *La. L. Rev.* 1992, 5.
- (65) *Ibid.*
- (66) ルイジアナ州一八七〇年法律九七号。
- (67) Tucker, *op. cit.*, p. 16.
- (68) ルイジアナ州一八六八年憲法一〇九条。
- (69) A. N. Yiannopoulos, *The Civil Code of Louisiana, Louisiana Civil Code*, St. Paul, Minn., West Publishing Co., 1996, p. xxxvii.

五 民事訴訟法典におけるフランス語の地位⁽¹⁰⁾

一八〇三年に、アメリカ合衆国がフランスからルイジアナを買収した当時、ルイジアナの民事訴訟は、主として、スペイン法を要約したものに依拠していた。それは、かつてのスペイン領時代に、スペイン人のアレハンドロ・オレイリー⁽¹⁰⁾が、フランスの主権を廃止し、新しい政府を作る旨の布告とともに、公布したものである⁽¹⁰⁾。

この要約は、しばしば「オレイリー法典」と呼ばれる。その目的は、「裁判官および当事者がスペイン語およびスペインの法律に関する知識を得ることができるようになるまでの間、民事および刑事の双方につき、『カステイ

ーリヤ新法律全書 (Nueva Recopilacion de Castilla)』および『インディオ法律全書 (Recopilacion de Las Indias)』に適合するように、当事者に対して、裁判所で訴訟行為を行う場合の指針を与え、また、裁判官に対して、判決の言渡をする場合の指針を与えること⁽¹⁰⁾であった。つまり、オレイリー法典は、それ以前のフランス領時代の法律を廃止しようとする野心的な試みであったのである。

合衆国がルイジアナを取得した後、ルイジアナに連邦裁判所を設置する必要があった。買収したルイジアナを二つの地域に分割することを定めた連邦の法律は、司法権は上級裁判所と下級裁判所によって行使され、これら二つの裁判所は、ルイジアナの立法評議会が設置すべき旨を定めていた⁽¹⁰⁾。数年後、ルイジアナ州議会は、民事に關して、上級裁判所における裁判について規律する法律を制定した。また、同時に、州議会は、下級裁判所を設置するためにその管轄地を配分し、下級裁判所における手続に關する法律を制定した。これら二つの法律は、ルイジアナにおける民事訴訟の基礎を定めたものである。この状態は、一八二五年に『裁判法典』が制定されるまで続いた⁽¹⁰⁾。

1 一八二五年裁判法典

すでに述べたように、ルイジアナ最高裁のコットン判決は、ルイジアナ民法典に混乱をもたらせた。その混乱は、民事訴訟の領域にも及んだ。そのため、一八二三年に民法典の改正を決めた際に、同時に、民法典の改正のために指定された三人の人物(モロー・リスレー、リビングストンおよびデルビニー)に対して、裁判所における民事訴訟の規範および裁判制度についても検討することを命じた。

モロー・リスレー、リビングストンおよびデルビニーの三人は、法案を提出した。それが、一八二五年裁判法

典)となった。⁽¹⁰⁶⁾

民法典、憲法および一八二五年裁判法典の三つは、すべてフランス語で起草された。その後、それらは、英語に翻訳されて、二か国語で公布された。⁽¹⁰⁷⁾二つの文の間に矛盾が存在する場合には、フランス語文が優越する。⁽¹⁰⁸⁾

一八二五年の裁判法典を子細に検討すれば、フランス語系の人々に認められた手続上の特権が明らかになる。たとえば、一七二条は、当事者の一方がフランス語を母語とする場合には、訴状はフランス語および英語で記載

しなければならぬと規定していた。ただし、当事者の一方がフランス語系であっても、被告またはその弁護士が、訴状を英語のみで記載することに同意を与えた場合は、この限りでない。⁽¹⁰⁹⁾原告が英語だけで訴状を作成していた場合には、フランス語系の被告は、フランス語文の交付を請求することができる。⁽¹¹⁰⁾裁判法典は、フランス語系の被告が、フランス語で答弁することを認めている。⁽¹¹¹⁾ただし、英語による答弁書も要求される。⁽¹¹²⁾

裁判法典が、二か国語の訴状を要求している場合を除き、訴状は、英語で書かれなければならない。⁽¹¹³⁾ルイジアナ州としてアメリカ合衆国に編入された頃には、裁判所における弁論は、混乱の極みであった。裁判官が英仏語のどちらが一方を話し、弁護士が別の言葉で答えるというようなことが多かった。⁽¹¹⁴⁾その結果、その頃の裁判は、極めて能率が悪かった。

このような状況を改善するために、裁判所は英語を採用した。⁽¹¹⁵⁾このように裁判規則が英語を優先させたため、フランス語に害があったことは事実である。しかし、それは必要性に基づくものであり、フランス語に対する敵意が制度化されたわけではなかった。裁判所は英語の使用を命じたが、裁判法典はフランス語の使用を保障していた。

差押の手続においても、フランス語の使用が認められている。裁判法典二五一条によれば、「裁判所の発した差

押命令が、第三者の占有している物に及ぶ場合において、その第三者がフランス語を母語とする者であるときは、その裁判所の書記官は、執行官に対して、フランス語文と英語文の差押命令状を交付しなければならない。さらに、訴状の謄本と、そのフランス語訳を交付しなければならない。それには、相当な期間内に答弁すべき旨をフランス語で記載しなければならない⁽¹⁰⁾。これらの規定は、フランス語系のルイジアナ人に対して、自分の財産に関する裁判については、フランス語で通知を受ける権利を保障するものである。

また、強制競売の場合および後見人の指定の際にも、フランス語で通知すべき旨が規定されている。

2 一八七〇年民事訴訟法典

南北戦争の後の一八七〇年民事訴訟法典においては、フランス語系のルイジアナ人に与えられていた全ての特権が廃止された。それ以降、すべての書面は、英語のみで記載しなければならない、と規定された。その状況は、現在も同じである。民事訴訟法典においては、フランス語は完全に無視されている。

(100) 以下の記述は、ワード論文六四六頁～六四八頁を紹介したものであるが、ごく一部だけ、筆者(大島)の知見を付け加えた。

(101) Alejandro O'Reilly (1722-94)。スペインがフランスからルイジアナを獲得した後に、ルイジアナを統治するため派遣されたスペイン人。五人の反逆者を処刑したため、「残虐者オレイレー」とあだ名された。Garvey and Widmer, *Beautiful Crescent, A History of New Orleans*, New Orleans, Garner Press, 1984, p. 224.

(102) Tucker, *op. cit.*, *loc. cit.*

(103) Alain A. Levasseur, *Louis Casimir Elisabeth Moreau Lisle: Foster Father of Louisiana Civil Law*, Baton

- Rouge, Louisiana State University Law School Publications Institute, 1996; Tucker, *op. cit.*, p. 22.
- (104) Tucker, *op. cit.*, p. 23.
 - (105) ルイジアナ州一八〇四年一八〇五年法律全書C二五。
 - (106) *Williams v. Holloway*, 11 La. 515 (1838).
 - (107) DuBuisson, *op. cit.*, *loc. cit.*
 - (108) *Coward v. Pulley*, 9 La. Ann. 12 (1854); *State ex rel Southern Bank v. Judge*, 22 La. Ann. 581 (1870); *New Orleans Terminal Co. v. Fuller*, 113 La. 733, 37 So. 624 (1905).
 - (109) 一九二五年裁判法典二一九条。
 - (110) *Brewster v. Saul*, 8 La. 298.
 - (111) 一九二五年裁判法典二一九条。
 - (112) *Ibid.*
 - (113) *Generes v. Simon*, 21 A. 653, 118 La. 345 (1869).
 - (114) Dargo, *op. cit.*, p. 112.
 - (115) Alain Levasseur, *La Guerre de Troie a toujours lieu... en Louisiane*, Poitiers, *Mélanges Gérard Cornu*, 1993.
 - (116) 一九二五年裁判法典二五四条。

六 おわりに

1 北米におけるフランス語の分布——個人的体験を中心として——

筆者（大島）が体験的に知っている限りでは、北米におけるフランス語の分布のうち、主なものは、次のとおりである。

(1) ケベック州

ケベック州のケベック市にあるラバル大学法学部に長期滞在したことがある。約八〇〇万人の州人口のうち、七〇〇万人はフランス語を母語としている。フランス語だけで不自由なく生活することができる。英語系の人々もフランス語を学び、かなり上手である。

ケベック民法典がある。旧民法典（正式名称は「下流カナダ民法典」）は、一八六六年から施行されたものであり、現行民法典（正式名称は「ケベック民法典」）は、一九九四年一月一日から施行されている。⁽¹¹⁾ 両民法典とも、フランス語文と英語文の両方が用意されている。

(2) 沿岸諸州

①ニューブランズウィック州モンクトン市 ニューブランズウィック州モンクトン市のモンクトン大学法学部で短期間、研究をした経験がある。その際、大学内にあるアカディア研究センターを訪問した。

ニューブランズウィック州では、英語とフランス語の双方が公用語とされている。モンクトンは、州内でもフランス語系の人々の多い都市である。フランス語系の人々の多くはバイリンガルである。英語系の人にはバイリンガルでない人も多い。なお、モンクトンには、モンクトン大学というフランス語系の大学がある。

なお、ニューブランズウィック州には、民法典はない。法体系は、コモンローであり、フランス語系の人々は、コモンローのフランス語訳にアクセスできるようになっている。

②ノヴァスコシア州のハリファックス市 ノヴァスコシア州のハリファックス市にあるダルハウジー大学を訪問した経験がある。州名である「ノバ・スコシア」とはラテン語で「新しいスコットランド」の意味である。スコットランド的な雰囲気があり、フランス語を耳や目にしたことはなかった。ノヴァスコシア州には民法典はない。

③プリンスエドワード島州 プリンスエドワード島州の田舎にある友人の別荘で夏休みを過ごした経験がある。アカディア人も、公の場では英語を使用している。プリンスエドワード島州には民法典はない。

(3) マニトバ州ウィニペグ市のサン・ボンファス地区
ウィニペグ大学で短期間の研究をしたことがある。その際に、ウィニペグ市のサン・ボンファス（仏語発音）地区にあるマニトバ・フランス文化センターを訪問したことがある。サン・ボンファス地区では、フランス語を話す人々がいるが、フランス語だけで社会生活は送れないのではないかという印象を受けた。マニトバ州には民法典はない。

(4) ルイジアナ州

①ニューオーリンズ ニューオーリンズにあるテューレーン大学法学部で短期間、研究した経験がある。隣接するロヨラ大学法学部も訪問した。フランスからの留学生と話した場合を除き、ニューオーリンズの大都会で、フランス語を耳にしたことはない。ただし、人名、街路の名前などにはフランス風ものが多く残っている（発音は英語風）。

②アカデイアーナ アカデイアーナとは、ルイジアナ南部の二二の行政区をいう。アカデイアーナの中心地ラファイエットにあるサウスウエスタン・ルイジアナ大学を訪問したことがある。その際に、ルイジアナ研究センターを訪問した。田舎の老婦人とフランス語で話したことがあるが、かなり理解の困難なフランス語であった。ラファイエットのコードフィルの事務所を訪問したことがある。責任者は、フランスから赴任してきたフランス人であった。ラファイエットには、フランス語を復活させようという動きがある。例えば、*main street* という英語の道路標識に、*rue principale* というフランス語の道路標識を付け加えられていた。また、学校でフランス語を習い、初歩的な会話のできる若者に出会ったこともある。

(5) セントルシア

セントルシアは、カリブ海の小島で独立国である。現在では、英語が使用されており、フランス語は使用されていない（フランス語に由来する方言「パトア語」がある）。ケベック州の旧民法典（正式の名称は「下流カナダ民法典」）を継受した民法典がある。

2 将来への見通し⁽¹⁸⁾

かつて、フランス語は、ルイジアナ法において極めて重要な役割を果たしていた。その衰退は、スペイン領時代から始まった。しかし、ルイジアナにおけるフランス語の衰退は、ルイジアナが合衆国の州になって少し経った頃から始まった。

ルイジアナ州において、フランス語が消滅したにもかかわらず、民法の領域においては、フランス法の伝統は、二世紀にわたって維持されている。しかし、このフランス法体系は、かつて、代議士や法学教授のうちの影響力

のある人々によって破壊されそうになった。彼らは、コモンローをルイジアナに導入することを望んだのである。ワード弁護士は、フランス法体系を維持するために、次のような提案をしている。⁽¹¹⁹⁾多くの裁判官や弁護士が、フランス法体系を維持しようと努力してきたが、それだけでは不十分であろう。フランス法を維持するためには、ルイジアナの大学の法学部で、学生にフランス語およびフランス法を習得させるように配慮しなければならない。また、実務家も、ルイジアナ法の解釈に際して、フランス法的方法を用い、また、フランス法の用語に習熟するように努力しなければならない。

(117) 大島俊之「ケベック民法典の性格——大陸法的伝統と英米法の影響——」比較法研究（比較法学会）四八号一九八頁以下（一九八六年）、大島俊之「比較法学的見地から見たケベック民法」日本カナダ学会編『カナダ研究の諸問題』五九頁以下（一九八七年）、大島俊之「ケベック旧民法典の起草者」神戸学院法学二八巻二号二三三頁以下（一九九八年）および大島俊之「ケベック旧民法典の制定」神戸学院法学二八巻四号一頁以下（一九九九年）を参照。

(118) この部分の記述は、ワード論文六四八頁〜六四九頁による。

(119) ワード論文六四八頁〜六四九頁参照。

〔付録〕 ルイジアナ民法典の起草者のプロフィール

ジェームズ・ブラウン（一八三五年）

バージニア州スタウトンの近くで生まれる。

ケンタッキー州で弁護士業務を行う。

一七九二年 ケンタッキー州の国務長官を務める。

ルイジアナに移住。

一八〇八年 民法典要綱（一八〇八年民法典）の草案を起草。

一八一七年 アメリカ合衆国の上院議員となる。

一八二三年 モンロー大統領の下で財務長官を務める。

一八三五年四月七日 死亡。

ルイ・モロー・リスレー（一七六七年～一八三二年）

一七六七年 ハイチのサント・ドミンゴで生まれる。

フランスで教育を受ける。

ルイジアナに移住。弁護士として成功。

検察長官、州の上院議員を務める。

一八〇八年 民法典要綱（一八〇八年民法典）の草案を起草。

一八二五年民法典の草案を起草。

一八三二年 死亡。

ピエール・デルビニー（一七六七年～一八二九年）

一七六七年 フランスのラオンに生まれる。

一七九三年 フランス革命の混乱を逃れ、家族とともにハイチのサント・ドミンゴに移住。

その後、ペンシルベニア、ミズーリー、フロリダを経て、ニューオーリンズに定住。

クレボーン知事の下で、公式通訳となる。

- 一八一三年 ルイジアナ州最高裁判所の裁判官に就任。
- 一八二五年 民法典の草案を起草。
- 一八二八年 ルイジアナ州知事に就任。
- 一八二九年 急死。

- エドワード・リビングストン（一七五四年～一八三六年）
- 一七五四年 ニューヨークのクレモントに生まれる。
- 一七八二年 法律の勉強を開始。
- 一八〇〇年 ニューヨーク市長に就任。
- 一八〇三年 ニューヨーク税関で大金の所在が不明となる。
- 一八〇四年 右の事件の責任を認めて、ニューオーリンズに移住。
- 一八二五年 民法典の草案を起草。債権法部分は、彼が単独で起草したと伝えられている。メインは、彼のことを「現代における法学的天才」と讃える。
- 一八三六年 死亡。